

関西 労災職業病

関西労働者安全センター
2015. 10.10発行〈通巻第460号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- ニチアスは白旗降伏か？そうあってほしいものだ！
対ニチアス損害賠償裁判 岐阜地裁で勝訴 2
- アスベスト健康被害国賠訴訟 第三陣第一回弁論開かれる 4
- 2015労災職業病講座のお知らせ 7
- 労働安全衛生法改正
ストレスチェック制度にどう取り組むか(4) 8
- それぞれのアスベスト禍 その55 古川和子 12
- 韓国からのニュース 14
- 過労死等防止対策推進シンポジウムのお知らせ 17

9月の新聞記事から／19
表紙／勝訴旗を掲げる仲井力委員長(右)と原告山田益美さん
(岐阜地裁・本文2頁)

'15 10

ニチアスは白旗降伏か？ そうあって欲しいものだ！

対ニチアス損害賠償裁判 岐阜地裁で勝訴

ニチアス・関連企業退職者労働組合の結成

「私たちは、それぞれ働いていた時代は違いますが、ニチアスやその系列、関連企業において、毎日アスベストの舞い飛ぶ中で働いていました。ロクな安全対策もなく、アスベストが危険である話も知りませんでした。これから私たちの身体がどうなっていくのか、会社は一体どのような面倒を見てくれるのか、心配と不安は尽きません。そこで私たちは労働組合を作りました。・・・(中略) 全国でアスベスト被害に苦しんでいる多くの人々のために頑張りたいと思います」。ニチアス・関連企業退職者労働組合の結成宣言である。労働組合が結成されたのは2006年9月。組合員5人の小さな小さな労働組合であった。その後全造船ニチアス・関連企業退職者分会に組織形態を変更。委員長だった庄田誠治さんは既に亡くなり、今は書記長だった仲井力さんが委員長を務めている。

退職労働者に団交権を認定

ニチアスに団体交渉を拒否され、奈良県労働委員会に団交拒否の不当労働行為を申し立てたのが2007年4月。当時、同じよ

うに兵庫県労働委員会に救済を申し立てていた住友ゴム工業の退職した労働者と歩調を合わせた闘いで、最高裁が、退職労働者が加入した労働組合の団体交渉権を認めるという、歴史的な成果を上げた。

ニチアスに損賠責任を初めて認定

その後、結成の時に宣言した通りに組合員を増やし、2010年10月には、札幌地裁、奈良地裁、岐阜地裁の3ヶ所で同時にニチアスに対する損害賠償訴訟を提起した。

今回の判決はこの3つの訴訟の一つである。

12年11月には札幌地裁で和解が成立し、14年10月には奈良地裁が原告の請求を棄却し、今年6月には大阪高裁が原告の控訴を棄却したため、原告は上告して闘っている。岐阜地裁の判決は、一番最後の地裁判決となった。

この間、ニチアスが地裁からの和解提案を拒否するなどの経過から、原告が勝訴する確率はかなり高いと予想していたが、9月14日の判決は、元従業員2人に4180万円(原告1人につき2200万、内一人は既に受け取っていた退職時見舞金600万円を差し引き、それに弁護士費用を加え

た額)の賠償を命じた。この間のニチアスに関連する訴訟で、初めて被害者の請求を認めた判決である。

軽症の時に書いた念書の効力を否定

当初、山田さんが一人で提起した訴訟に角田さんが合流したり、山田さんのじん肺が労災認定されたりという経過もあって、判決が他の2件に較べて遅くなった。

角田さんがこの裁判に合流するについて、角田さんは1995年の退職の時、既にじん肺の管理区分認定が管理3Tで、退職見舞金として600万円を受け取り、その時に「いかなる事情が生じても補償等は一切の異議を申し立てない」という念書を書いていたという事情があった。

水俣病の原因企業であるチッソが、一部の患者・家族との間で、低額の見舞金の見返りに「将来の補償請求をしない」という

内容の契約を結んだが、熊本地裁は「公序良俗に反して無効」という判決を出している。角田さんは、600万という低額の見舞金で、一切の異議申し立てを封印するニチアスの念書に、「効力はない」と主張した。

判決はこの念書の効力を否定し、非可逆的に進行するじん肺という病気や、癌を起こしやすいアスベスト被害の特性を判断して、重篤化した現在の症状に応じた補償を命じるという、極めて妥当な判断をした。

ニチアスは白旗降伏か??

判決後の、原告、労働組合、支援者の関心は、「ニチアスは控訴するのかな?間違いなくするだろうな~」であった。当日のご苦労さん会は『『取り敢えず』祝勝会』となった。

その後、事態は急展開した。

(6頁へ続く)



岐阜地裁に入る原告と弁護団、支援者たち

アスベスト健康被害国賠訴訟

第三陣第一回弁論開かれる

9月8日、アスベスト健康被害に対する国家賠償訴訟の第三陣の第一回弁論が開かれた。

第三陣は大阪市西成区にあった万年スレートおよび同市東住吉区の第一石綿工業の元従業員の遺族が原告となっている。

この日は万年スレートの元従業員の遺族が意見陳述を行った。原告自身、万年スレートで就労しており、胸部レントゲンから胸膜プラークが認められている。意見陳述では、石綿関連疾患に苦しむ患者を抱える家族としての苦しみと、自らも疾病を発症しうることへの恐怖を余すところなく述べた。その怒りの咆哮とも呼べる叫びは、小さな法廷を満たす程度では収まらない迫力があつた。

—以下、意見陳述より

「私の父は、昭和34年9月から昭和44年11月までの約11年間、西成区の万年スレートで働いていました。父は、平成10年頃から体調が悪化し、平成14年、肺機能が低下し、在宅酸素療養を開始しました。父の療養先は、沖縄県北部から船で2時間くらいかかる小島です。島にある診療所で診てもらった結果、石綿肺と中皮腫と診断を受けました。

父は、10メートルも歩くと息苦しさを

訴え、座り込むような状態でした。それ以来、在宅時は酸素濃縮器、外出時には携帯酸素ボンベが必要となりました。その間、母も認知症になり養護施設に入所、やむを得ず私は会社を辞め家族を残し、単身島に戻り、施設のケアマネージャーや診療所の先生の指導を受け、父の介護を始めました。重い肺の病気であるため、風邪など引くとたいへんなこととなります。すぐに肺炎を引き起こし、危機的状態になるのです。様態が急変することもあるため、片時も目が離せません。

風邪をひいたときは、島から那覇のかかりつけの総合病院まで行かなくてはなりません。船と車で4時間かけて移動します。幾度も様態を伺い、酸素ボンベを取り換える必要があります。

さらに緊急のときには、ドクターヘリや自衛隊のヘリを手配することもあり、おかげで幾度も命を継ぐことができました。悪天候もいとわずヘリコプターを出してくれたことに大変感謝しています。都会と違い僻地での在宅介護療養は大変です。

普段から突発性の発作が起こります。気管にタンがからむと息をするたびにヒューヒューと喉を鳴らして咳き込みます。あまりの苦しみに耐えかね、暴れることもあり

ました。私が馬乗りになって押さえつけたこともあります。なんとか落ち着かせて気管支拡張剤を吸入させ、そのまま車で診療所に駆け込み、タンを取り除いてもらうこともたびたびありました。

ある日の早朝、息苦しさを訴え、即、胸部レントゲンを撮った結果、肺に穴が開き二酸化炭素が充満して、内圧で心臓がぺちゃんこになっている、急を要する、簡単な説明の後、すぐに処置に取り掛かりました。私が丸椅子に座る父の体を抱え込み固定して、先生が脇下から肺近くまで穴を開けチューブを差し込んで残圧を抜く作業です。アスベストのせいで胸膜が厚く硬く、なかなか穴があきません。力一杯突いた途端、「プシュ！」と音がして、風船を破裂させたように泡と血が壁に飛び散りました。チューブを差し込み緊急措置が終り、ドクターヘリで那覇の病院に転送、1ヵ月入院のあと退院することが出来ました。それから肺気腫による呼吸不全がたびたびおこり、入退院を繰り返し、平成19年5月1日、享年89歳、闘病9年の末、那覇の総合病院で生涯を閉じました。病理解剖の結果、アスベスト肺、肺気腫、肺がん、肺出血などでした。

私も、昭和40年から43年までの約2年4か月、父と一緒に万年スレートで働いて石綿にばく露しています。結果、胸膜プラーク、肺気腫、経過観察必要と診断され現在厚生労働省発行の健康管理手帳で年2回検診を受けています。工場は絶えず石綿粉じんが舞い上がり、頭や肩が真っ白になる最悪な環境でした。工場内にとどまらず、

工場近くに家族で住んでいた私の妻も石綿にばく露して胸膜プラークと診断されています。また、妻の妹はすでに悪性中皮腫で亡くなっています。同地域には、このように環境ばく露でアスベスト疾患の方が12名、亡くなった方が2名もいると聞いています。これは環境までもがアスベストで汚染されていた事実です。

人は快適な環境で働き、汚染のない快適で安全な環境の元で暮らす権利があります。その権利を守るのが国の役割ではないでしょうか。国の過失は重大であると思われます。本当に悔しいです。苦痛にゆがむ親の顔が今でも忘れられません。苦しんで亡くなっていった方の数だけ苦しんだ家族がいると思います。

裁判所におかれましては、私たちの気持ちを汲み取り、公正なご判断をしていただきますよう伏してお願い申し上げます。」

大声で、一言一句はっきりと、一気呵成に陳述書を読み上げ、普段は朴訥な原告が堂々と意見陳述を行った姿に、傍聴席からは自然に拍手が湧いた。

国側からの求釈明

今回は、万年スレートの被災者に関し、国は被災者の石綿ばく露状況の詳細について釈明を求めてきた。被災者の死亡については、石綿救済法に基づき特別遺族一時金が支給されているものの、この手続きにおいては局所排気装置の設置によって石綿ばく露を防ぐことができたか否かに関する検討がされる必要がないため確認されていな

いという。意見陳述でも触れられているように、原告自身、万年スレートで働いていたこともあるので、回答できないわけではない。しかし、本件と同様の石綿救済法に基づき石綿関連疾患が認められた被災者については、被災者が亡くなっている場合は被災者の石綿ばく露状況や作業内容を遺族が証明しなくてはならなくなる。そうなれば多大な困難を伴うことになるだろう。

提出された図面

一方、原告が求釈明に対して回答しやすいように、国は万年スレートの図面を提出している。図面上の工程や機械のうち、どこが粉じん発生源であるか簡単に示すこと

ができる。便宜を図ったように見えるが、本件とは関係のないところから出てきた資料である。別の事件で作成された資料を活用することはありがたいが、この話はアスベスト被害に関する情報が国に集中していることを示唆していると思う。この努力を少しでも他の国賠対象者の救済に向けてもらえないだろうか。

今回は被災者および原告であるその遺族は匿名になっている。事業場は明らかにされており、1名については西成区の万年スレート、もう一名は東住吉区の第一石綿工業であることは公表されていることから、両社の出身者に広く伝わらないものかと期待している。

(3頁の続き)

9月18日、会社の代理人から原告の代理人(位田、平方弁護士)に「ご連絡」が送られてきた。

「山田氏および角田氏が控訴をされないのであれば、…本判決容認額をお支払いする用意があります」。遅延損害金を加えて4720万円を支払うという内容である。

原告側は控訴せず、ニチアスも期限の9月30日までに控訴せず。ニチアスのアスベスト訴訟で初めて、地裁判決が確定した。

「ニチアス、白旗降伏か?」と思いきや、「判決に不服はあるものの、本裁判は提訴から5年が経過して長期化する中、これ以上の長期化を避けることを含め、総合的な判断のもと控訴しないこととした」というのがニチアスが出したコメントであった。

この裁判を長期化させたのはどこの誰だ。「本裁判は提訴から5年が経過して長期化」したなどは、よくもまあそんなことが言えるものだ、というのが実感ではあるが、ここは位田弁護士のコメント、「被害者の早期救済につながり、今も石綿の被害に苦しむ人や遺族にとっても朗報になる」で我慢しておこう。

労働組合の推測では、軽症の時にわずかな見舞金を受け取って「いかなる事情が生じても補償等で一切の異議を申し立てない」という念書を書いた労働者は、三桁、100人はいるのではないかと思われる。今後の団体交渉の中でその実態を明らかにすると共に、追加の補償につながれば、と思う。

関西労働者安全センター 2015労災職業病講座

10月28日(水) 午後6時30分～8時

労災職業病の闘いと役割

労働組合にとっての、労災職業病や労働安全衛生の取り組みの意義を考えます。

11月4日(水) 午後6時30分～8時

労災保険給付の受け取り方

意外に知られていない労災保険の請求実務を徹底解説。各種給付から労災保険法にあるいろいろな被災者支援制度も解説します。

11月11日(水) 午後6時30分～8時

ストレスチェックを役立てる

12月から始まるストレスチェック制度、標準とされる「職業性ストレス簡易調査票」の使い方を中心に解説します。

11月18日(水) 午後6時30分～8時

通勤途上災害の保護範囲

業務災害に準じて保護対象となる通勤災害、金帰月来型単身赴任者、ダブルジョブホルダー、どこまで保護されるか解説します。

場所：エル・おおさか 5階 501号室 (各回とも)

受講料：各回1000円 (会員800円)

各回とも1週間前までに氏名と連絡先を、Eメール、FAX、電話でご連絡ください。

〒540-0026大阪府中央区内本町1-2-11ウタカビル201

電話 06-6943-1527 FAX 06-6942-0278 E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

労働安全衛生法改正 ストレスチェック制度にどう取り組むか（４）

高ストレス者をどう選ぶのか

労働安全衛生規則は、検査の内容となる事項を指定している。①職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目、②当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目、③職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目の3つである。

この3つの項目について記載した調査票を用いて、労働者の心理的な負担の程度を把握する作業が事業者には義務づけられ、その結果、高ストレス者と判断される労働者については、医師による面接指導を受けることを勧奨するということになる。

条件を満たせばこの調査票はどのようなものであってもよいことになるが、現実には、ストレス状況の把握ができるものでなければならぬのだから、範囲は絞られる。

厚生労働省の指針は、「職業性ストレス簡易調査票」（次頁表1）を用いることが望ましいと指定しており、この57項目（簡易版では23項目）の調査票にもとづいた評価方法が示されている。

ここではマニュアルに示された高ストレス者の評価方法について紹介する。

心身の自覚症状など点数化で 高ストレス者を選定

57の質問項目への答えを点数化して評価

するのだが、まず、どう点数をつけるのかに気を付けておかねばならない前提がある。質問への答えが肯定であるときと否定であるときに評価が質問内容によって反対になる場合があるということだ。たとえばAの1で「非常にたくさんの仕事をしなければならない」に、4段階のうち「そうだ」と答え、ストレスが高いとして4点としたとき、Aの8の「自分のペースで仕事ができる」に同じく「そうだ」と答えた場合、逆にストレスが低いほうに評価しなければならないから逆の評価をして1点にしなければならない。

そのようにして57項目の質問の点数の付け方の前提としては、Aの項目では、1～7、11～13、15の質問で「そうだ」を高ストレスと評価して4点、他の質問では逆に「ちがう」を高ストレスと評価して4点と評価する。Bの項目では1～3で「ほとんどなかった」を高ストレスとして4点、それ以外では「ほとんどいつもあった」を4点と評価する。Cについては、すべての質問で「全くない」を4点とする。

このようにして点数化した回答を、質問領域ごとに合計して、点数が高く、一定の基準を超えた人を高ストレス者として評価するというのがマニュアルで推奨されている一つの方法だ。

労働者一人一人の ストレスプロフィール評価も

もう一つの方法として、素点換算表（10

表1 「職業性ストレス簡易調査票」の項目（57項目）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|-----------|-------------|----------|-----------|--------|-----------|---------------|------------|---------|-------------|------------|--|-----------|-------------|--------------|----------|---------------|-----------|-------------|---------------|---------------|--------------|-------------|-----------|------------|--------------|---------------|------------|------------------|--|
| <p>A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常にたくさんの仕事をしなければならない 時間内に仕事が処理しきれない 一生懸命働かなければならない かなり注意を集中する必要がある 高度の知識や技術が必要でむずかしい仕事だ 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない からだを大変よく使う仕事だ 自分のペースで仕事ができる 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない 私の部署内で意見のくい違いがある 私の部署と他の部署とはうまく合わない 私の職場の雰囲気は友好的である 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない 仕事の内容は自分にあっている 働きがいのある仕事だ <p>B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 活気がわいてくる</td> <td>7. ひどく疲れた</td> </tr> <tr> <td>2. 元気がいっぱいだ</td> <td>8. へとへとだ</td> </tr> <tr> <td>3. 生き生きする</td> <td>9. だるい</td> </tr> <tr> <td>4. 怒りを感じる</td> <td>10. 気がはりつめている</td> </tr> <tr> <td>5. 内心腹立たしい</td> <td>11. 不安だ</td> </tr> <tr> <td>6. イライラしている</td> <td>12. 落ち着かない</td> </tr> </table> | 1. 活気がわいてくる | 7. ひどく疲れた | 2. 元気がいっぱいだ | 8. へとへとだ | 3. 生き生きする | 9. だるい | 4. 怒りを感じる | 10. 気がはりつめている | 5. 内心腹立たしい | 11. 不安だ | 6. イライラしている | 12. 落ち着かない | <table border="0"> <tr> <td>13. ゆううつだ</td> <td>22. 首筋や肩がこる</td> </tr> <tr> <td>14. 何をしても面倒だ</td> <td>23. 腰が痛い</td> </tr> <tr> <td>15. 物事に集中できない</td> <td>24. 目が疲れる</td> </tr> <tr> <td>16. 気分が晴れない</td> <td>25. 動悸や息切れがする</td> </tr> <tr> <td>17. 仕事が手につかない</td> <td>26. 胃腸の具合が悪い</td> </tr> <tr> <td>18. 悲しいと感じる</td> <td>27. 食欲がない</td> </tr> <tr> <td>19. めまいがする</td> <td>28. 便秘や下痢をする</td> </tr> <tr> <td>20. 体のふしぶしが痛む</td> <td>29. よく眠れない</td> </tr> <tr> <td>21. 頭が重かったり頭痛がする</td> <td></td> </tr> </table> <p>C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。 次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 上司 職場の同僚 配偶者、家族、友人等 <p>あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 上司 職場の同僚 配偶者、家族、友人等 <p>あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい聞いてくれますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 上司 職場の同僚 配偶者、家族、友人等 <p>D 満足度について</p> <ol style="list-style-type: none"> 仕事に満足だ 家庭生活に満足だ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【回答肢（4段階）】</p> <p>A そうだ／まあそうだ／ややちがう／ちがう B ほとんどなかった／ときどきあった／しばしばあった／ほとんどいつもあった C 非常に／かなり／多少／全くない D 満足／まあ満足／やや不満足／不満足</p> <p>※労働省委託研究「労働の場におけるストレス及びその健康影響に関する研究」（平成7年度～11年度）（班長 加藤正明）</p> </div> | 13. ゆううつだ | 22. 首筋や肩がこる | 14. 何をしても面倒だ | 23. 腰が痛い | 15. 物事に集中できない | 24. 目が疲れる | 16. 気分が晴れない | 25. 動悸や息切れがする | 17. 仕事が手につかない | 26. 胃腸の具合が悪い | 18. 悲しいと感じる | 27. 食欲がない | 19. めまいがする | 28. 便秘や下痢をする | 20. 体のふしぶしが痛む | 29. よく眠れない | 21. 頭が重かったり頭痛がする | |
| 1. 活気がわいてくる | 7. ひどく疲れた | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 元気がいっぱいだ | 8. へとへとだ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 生き生きする | 9. だるい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 怒りを感じる | 10. 気がはりつめている | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 内心腹立たしい | 11. 不安だ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. イライラしている | 12. 落ち着かない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13. ゆううつだ | 22. 首筋や肩がこる | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14. 何をしても面倒だ | 23. 腰が痛い | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15. 物事に集中できない | 24. 目が疲れる | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16. 気分が晴れない | 25. 動悸や息切れがする | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17. 仕事が手につかない | 26. 胃腸の具合が悪い | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 悲しいと感じる | 27. 食欲がない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19. めまいがする | 28. 便秘や下痢をする | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20. 体のふしぶしが痛む | 29. よく眠れない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21. 頭が重かったり頭痛がする | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

頁表2) を使う方法が紹介されている。この評価法は、調査票の57の質問項目をより細かい尺度ごとに分けて、その合計点数により5段階の評価をするやり方になっている。Aならば、仕事の負担が1～3、コントロール度が4～6、疲労感が7という具合で、それぞれ合計点数を5段階に振り分けるようになっている。また、この換算表では、「そうだ」が1点か4点かという振り分けはあらかじめ表の中で設定されているため、いちいち変換する必要はない。

「計算」の欄には点数の計算方法が書かれている。たとえば、1～3の質問が全部「そうだ」という答えになっていたら合計3点なので、15－3で12点となり、「心理的な仕事の負担（量）」は「高い／多い」と評価されることになる。そのようにして各尺度について評価ができるが、素点換算表の網掛けが

ある側がより高ストレスになるということになる。そして、この評価が個人ごとにストレスのプロフィールとして表すことができるというわけだ。

さらに、この素点評価表に評価点を割り振ったのが表3（11頁）である。この評価点を領域A、B、Cごとに合算することにより、その労働者のストレス状況を総合評価することになる。表3では、領域Bの評価点が12点以下であるか、領域AとCの合計評価点が26点以下であり、かつBの評価点の合計が17点以下であることを高ストレス者の要件としており、この例は高ストレス者と判断されることになる。

補足的面接による 評価もあるというが...

表2 素点換算表（職業性ストレス簡易調査票 57 項目を用いる場合）

| 尺度 | 計算 (No.は質問項目番号) | 得点 | 男性 | | | | | 女性 | | | | |
|----------------------------|------------------------|----|--------------------------------|-------------|-------|-------------|-----------|-------------------------------|-------------|-------|-------------|-----------|
| | | | 低い/ 少い | やや低い /少い | 普通 | やや高い /多い | 高い/ 多い | 低い/ 少い | やや低い /少い | 普通 | やや高い /多い | 高い/ 多い |
| | | | 上段：質問項目合計得点 下段は分布(n=15,933) | | | | | 上段：質問項目合計得点 下段は分布(n=8,447) | | | | |
| 【ストレスの原因と考えられる因子】 | | | | | | | | | | | | |
| 心理的な仕事の負担(量) | 15-(No.1+No.2+No.3) | | 3-5 | 6-7 | 8-9 | 10-11 | 12 | 3-4 | 5-6 | 7-9 | 10-11 | 12 |
| | | | 7.2% | 18.9% | 40.8% | 22.7% | 10.4% | 6.6% | 20.4% | 51.7% | 15.6% | 5.8% |
| 心理的な仕事の負担(質) | 15-(No.4+No.5+No.6) | | 3-5 | 6-7 | 8-9 | 10-11 | 12 | 3-4 | 5-6 | 7-8 | 9-10 | 11-12 |
| | | | 4.5% | 20.6% | 43.4% | 25.7% | 5.7% | 4.9% | 17.5% | 38.2% | 29.1% | 10.3% |
| 自覚的な身体的負担度 | 5-No.7 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | | | | 33.8% | 39.3% | 18.7% | 8.2% | | 37.0% | 33.7% | 19.7% | 9.6% |
| 職場の対人関係でのストレス | 10-(No.12+No.13)+No.14 | | 3 | 4-5 | 6-7 | 8-9 | 10-12 | 3 | 4-5 | 6-7 | 8-9 | 10-12 |
| | | | 5.7% | 24.8% | 47.5% | 17.6% | 4.5% | 7.3% | 26.8% | 41.0% | 18.4% | 6.4% |
| 職場環境によるストレス | 5-No.15 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | | 2 | 3 | 4 |
| | | | | 25.1% | 38.0% | 23.1% | 13.8% | 17.7% | | 31.7% | 28.8% | 21.7% |
| 仕事のコントロール度 | 15-(No.8+No.9+No.10) | | 3-4 | 5-6 | 7-8 | 9-10 | 11-12 | 3 | 4-5 | 6-8 | 9-10 | 11-12 |
| | | | 5.4% | 16.6% | 37.1% | 32.4% | 8.5% | 5.5% | 16.0% | 48.8% | 23.3% | 6.3% |
| 技能の活用度 | No.11 | | 1 | 2 | 3 | 4 | | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | | | 4.5% | 18.2% | 49.4% | 27.9% | | 9.1% | 26.7% | 45.6% | 18.6% | |
| 仕事の適性度 | 5-No.16 | | 1 | 2 | 3 | | 4 | 1 | 2 | 3 | | 4 |
| | | | 6.4% | 23.3% | 54.9% | | 15.4% | 9.3% | 25.9% | 49.7% | | 15.1% |
| 働きがい | 5-No.17 | | 1 | 2 | 3 | | 4 | 1 | 2 | 3 | | 4 |
| | | | 7.3% | 24.2% | 51.4% | | 17.0% | 13.1% | 29.3% | 44.5% | | 13.1% |
| 【ストレスによっておこる心身の反応】 | | | | | | | | | | | | |
| 活気 | No.1+No.2+No.3 | | 3 | 4-5 | 6-7 | 8-9 | 10-12 | 3 | 4-5 | 6-7 | 8-9 | 10-12 |
| | | | 10.9% | 14.3% | 41.6% | 24.5% | 8.7% | 13.4% | 19.2% | 37.3% | 21.3% | 8.8% |
| イライラ感 | No.4+No.5+No.6 | | 3 | 4-5 | 6-7 | 8-9 | 10-12 | 3 | 4-5 | 6-8 | 9-1 | 11-12 |
| | | | 10.3% | 20.9% | 38.2% | 22.7% | 7.8% | 7.6% | 18.2% | 45.1% | 20.3% | 8.8% |
| 疲労感 | No.7+No.8+No.9 | | 3 | 4 | 5-7 | 8-10 | 11-12 | 3 | 4-5 | 6-8 | 9-11 | 12 |
| | | | 9.7% | 12.2% | 47.4% | 23.3% | 7.4% | 6.2% | 23.2% | 40.1% | 23.1% | 7.4% |
| 不安感 | No.10+No.11+No.12 | | 3 | 4 | 5-7 | 8-9 | 10-12 | 3 | 4 | 5-7 | 8-10 | 11-12 |
| | | | 8.3% | 14.9% | 51.9% | 17.8% | 7.1% | 12.3% | 15.6% | 44.7% | 21.6% | 5.8% |
| 抑うつ感 | No.13~No.18 の合計 | | 6 | 7-8 | 9-12 | 13-16 | 17-24 | 6 | 7-8 | 9-12 | 13-17 | 18-24 |
| | | | 15.1% | 21.6% | 40.6% | 16.2% | 6.5% | 12.4% | 18.9% | 39.3% | 2.3% | 7.2% |
| 身体愁訴 | No.19~No.29 の合計 | | 11 | 12-15 | 16-21 | 22-26 | 27-44 | 11-13 | 14-17 | 18-23 | 4-9 | 30-44 |
| | | | 5.3% | 31.0% | 40.5% | 15.9% | 7.4% | 8.3% | 23.6% | 38.6% | 1.7% | 7.8% |
| 【ストレス反応に影響を与える他の因子】 | | | | | | | | | | | | |
| 上司からのサポート | 15-(No.1+No.4+No.7) | | 3-4 | 5-6 | 7-8 | 9-10 | 11-12 | 3 | 4-5 | 6-7 | 8-10 | 11-12 |
| | | | 6.9% | 27.0% | 32.8% | 24.7% | 8.7% | 7.5% | 22.0% | 38.9% | 26.7% | 4.9% |
| 同僚からのサポート | 15-(No.2+No.5+No.8) | | 3-5 | 6-7 | 8-9 | 10-11 | 12 | 3-5 | 6-7 | 8-9 | 10-11 | 12 |
| | | | 6.1% | 32.4% | 39.9% | 16.3% | 5.3% | 8.1% | 31.3% | 35.3% | 17.9% | 7.4% |
| 家族・友人からのサポート | 15-(No.3+No.6+No.9) | | 3-6 | 7-8 | 9 | 10-11 | 12 | 3-6 | 7-8 | 9 | 10-11 | 12 |
| | | | 6.9% | 13.9% | 20.3% | 28.4% | 30.6% | 4.4% | 10.6% | 16.0% | 28.6% | 40.4% |
| 仕事や生活の満足度 | 10-(No.1+No.2) | | 2-3 | 4 | 5-6 | 7 | 8 | 2-3 | 4 | 5-6 | 7 | 8 |
| | | | 5.0% | 12.3% | 57.2% | 17.4% | 8.1% | 6.4% | 15.4% | 57.8% | 15.4% | 5.0% |

このように評価方法を記述すると、とてもわかりにくいのだが、実際に使ってみるとそう複雑でもない。また、表2の性別にわけた点数の下にある%表示は、さまざまな業種、職種の労働者約2万5千人のデータベースにもとづく分布を示したもので、評価時の参考にできるものだ。

とはいえ、単純に57の質問への答えだけで高ストレス者と評価して、医師による面接指導を勧奨するというのはいかがなものかと考える人も多いだろう。厚生労働省の指針は、点数のみによる高ストレス者選定以外の方法として次のような方法にも触れている。

「選定基準に加えて補足的に実施者又は実

表3 【素点換算表に基づく評価点の算出方法】

| 尺度 | 計算 (No.は質問項目番号) | 低い/ 少い | やや低い /少い | 普通 | やや高い /多い | 高い/ 多い | 評価点 |
|------------------------------|------------------------|-----------|-------------|-------|-------------|-----------|-----|
| A 【ストレスの原因と考えられる因子】 | | | | | | | |
| | | 評価点 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 心理的な仕事の負担(量) | 15-(No.1+No.2+No.3) | 3-5 | 6-7 | 8-9 | 10-11 | 12 | 2 |
| 心理的な仕事の負担(質) | 15-(No.4+No.5+No.6) | 3-5 | 6-7 | 8-9 | 10-11 | 12 | 3 |
| 自覚的な身体的負担度 | 5-No.7 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| 職場の対人関係でのストレス | 10-(No.12+No.13)+No.14 | 3 | 4-5 | 6-7 | 8-9 | 10-12 | 2 |
| 職場環境によるストレス | 5-No.15 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 3 |
| | | 評価点 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 仕事のコントロール度 | 15-(No.8+No.9+No.10) | 3-4 | 5-6 | 7-8 | 9-10 | 11-12 | 2 |
| 技能の活用度 | No.11 | 1 | 2 | 3 | 4 | | 2 |
| 仕事の適性度 | 5-No.16 | 1 | 2 | 3 | | 4 | 2 |
| 働きがい | 5-No.17 | 1 | 2 | 3 | | 4 | 1 |
| B 【ストレスによっておこる心身の反応】 | | | | | | | |
| | | 評価点 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 活気 | No.1+No.2+No.3 | 3 | 4-5 | 6-7 | 8-9 | 10-12 | 1 |
| | | 評価点 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| イライラ感 | No.4+No.5+No.6 | 3 | 4-5 | 6-7 | 8-9 | 10-12 | 2 |
| 疲労感 | No.7+No.8+No.9 | 3 | 4 | 5-7 | 8-10 | 11-12 | 1 |
| 不安感 | No.10+No.11+No.12 | 3 | 4 | 5-7 | 8-9 | 10-12 | 1 |
| 抑うつ感 | No.13~No.18 の合計 | 6 | 7-8 | 9-12 | 13-16 | 17-24 | 1 |
| 身体愁訴 | No.19~No.29 の合 | 11 | 12-15 | 16-21 | 22-26 | 27-44 | 1 |
| C 【ストレス反応に影響を与える他の因子】 | | | | | | | |
| | | 評価点 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 上司からのサポート | 15-(No.1+No.4+No.7) | 3-4 | 5-6 | 7-8 | 9-10 | 11-12 | 1 |
| 同僚からのサポート | 15-(No.2+No.5+No.8) | 3-5 | 6-7 | 8-9 | 10-11 | 12 | 2 |
| 家族・友人からのサポート | 15-(No.3+No.6+No.9) | 3-6 | 7-8 | 9 | 10-11 | 12 | 1 |

施者の指名及び指示のもとにその他の医師、保健師、看護師若しくは精神保健福祉士又は産業カウンセラー若しくは臨床心理士等の心理職が労働者に面談を行いその結果を参考として選定する方法も考えられる。この場合、当該面談は、法第66条の10第1項の規定によるストレスチェックの実施の一環として位置付けられる。」

要するにストレスチェックの実施者が、直接面接して高ストレス者といえるかどうか判断するというわけだ。ただこの面接は、あくまでも「ストレスチェックの一環」ということになるので、当該労働者の同意なく、そ

の情報が事業者には伝わってはならないことになる。

いずれにしても、高ストレス者の選定は、医師による面接指導勧奨に直接つながる作業であり、きわめて重要であることは明らかだ。事業者にとってみれば、このストレスチェック制度のうち、もっとも費用負担が重い面接指導に関わるものである点も運用に影響を及ぼしそうともいえる。

連載 それぞれのアスベスト禍 その55

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

被害者は泣き寝入りしないで 声をあげて

ある裁判で大阪地裁に傍聴に行ったとき位田弁護士（アスベスト訴訟関西弁護士団）から「北九州で三菱化学を相手に提訴しますが、支援してもらえますか」と言われた。私は事情を聞き「はい、応援します」と即答した。

その後、北九州市戸畑区に住んでいる楠本浩さんが位田弁護士事務所にやってきた時に同席した。「お久しぶりです」という彼に「え？どこで…」と一瞬戸惑った。よく聞くと2014年10月4日に開催した「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会設立10周年総会」でお会いしていた。

楠本さんは三菱化学（旧三菱化成）の直江津工場と坂出工場で、1969年から1974年までアルミニウムの鑄造作業に従事、鑄造工程で使用されるアスベスト板の加工や切断作業などによってアスベストにばく露した。2013年11月に胸膜中皮腫を発症して翌年2月に胸膜切除手術を受けた。労災申請を行うために、元の勤務先である三菱化学に対して事業主証明記載など依頼した。当時は周辺にサポートする人はおらず、大企業である元勤務先が対応してくれると信じていた。しかし楠本さんの期待は裏切られた。そしてそれは次第に怒り

に変わった。

2014年8月に労災認定はされたものの、三菱化学は責任企業としての誠意は全く感じられなかった。彼の怒りが決定的になったのは労災認定後に三菱化学が提示した「香典規定」だ。同社の見舞金制度では闘病中の方に会社が支払うのは、治療項目ごとに数万から数十万単位の金額で、死亡して初めて「香典」としてまとまった補償を支払う規定となっていた。三菱化学は楠本さんに死亡時の補償額を支払うとして「香典既定」を示したのだ。

「私の場合は現在約90万円です。それを一度に（香典分を）前払いするから、『割のいい条件ですよ』と言われた」と楠本さ



提訴時記者会見で話す楠本浩さん（撮影：今井明）

んは怒っている。

信じられない話だ。労働者の身体を切り売りさせて、最後に2000万単位の金額を支払うというのか。では闘病中の苦しさは何で補えばいいのか？もちろんお金で補えないことは当然だが、このようなやり方は言語道断だ。三菱化学が提示した見舞金を拒否して、楠本さんは2015年9月24日に5500万円の損害賠償を求めて、福岡地方裁判所小倉支部に提訴した。楠本さんは以下のように語っている。

「平成27年1月末に三菱化学本社から担当者が来ましたので、私も黒崎工場へ向いていきました。そこで、会社側から2000万円の提示がありました。しかし、私はこれを拒否し、訴訟の準備に入ることを伝えました。本社の担当者は、裁判になったらお金がかかるとか、これまでの裁判例を調べたとか言ってきましたが、私の意思は変わりませんでした。

私は今も、先の見舞金制度の説明の中での担当者の言葉を忘れることができません。会社が割の良い条件だというのであれば、どうして病気を発症した時点でまとまったお金を被災者本人に出さないのでしょうか。死んでからもらっても仕方ありません。現役社員であれば不満があっても会社の提示に従うほかないでしょうが、私は違います。40年前に三菱化学とは縁が切れ、別の人生を歩んできました。自分なりに将来の生活設計を考え、余生を楽しみにしていました。ところが、三菱化学のせいであつて今、絶望の淵に突き落とされています。しかも、会社は、中皮腫で苦しんでい

る者の置かれている状況に寄り添うことなく、逆に被災者の神経を逆なでするような話ばかりをしてきました。私の怒りは心頭に達しています。」

また「アスベストはいろんな化学工場で使用されていたはずですが、アスベスト被害にあわれた方が泣き寝入りしないで声をあげてくださることを望みます。この裁判がそのきっかけになれば幸いです。」と提訴時の記者会見で訴えた。

楠本さんが患者と家族の会を知ったのは、ある書籍からだ。この「こんな会があるのだ」と感動したという。すぐに「自分も皆さんの活動の応援がしたい」と考えて東京亀戸の事務局に連絡を取り会員になり、カンパもしてくれた。

そして三菱化学との裁判を通じて「最初は皆さんの支援をしたいと考えていたのに、今は自分が支援をしてもらっている」と語った。

記者会見後に体調不良で数日間入院した。入院するにあたり「先のことは分かりませんが、もし私が倒れることがあった場合は、位田先生の事務所でお話したように、よろしく願いいたします。」とメールが来た。今回の入院では足の浮腫みも解消されて無事退院できた。いまは次回期日の意見陳述に向けて体調を整えている。

楠本さんに命の期限があるのならば、最期まで全力疾走させてあげたい、と考えている。

韓国からの ニュース

■労災保険の個別実績料率制が大企業特典に 転落

労災保険料率の決定特例によって会社が減免された保険料が、一部大企業に集中している。危険業務の外注化がますます深化する状況で、大企業に恩恵を集める徴収方式を改善しなければならないと指摘された。

国会環境労働委員会のハン新政治民主連合議員が9日に公開した国政監査資料によれば、昨年労災個別実績料率で企業に戻された保険料は、合計1兆3千億ウォンだった。

個別実績料率制は事業場の災害発生のレベルによって保険料率を調整する制度。上位100企業に減免された保険料は4308億ウォンで全体の33%を占めた。個別実績料率が適用される事業場が全部で7万5058ヶ所であることを勘案すれば、引き下げ額が一部大企業に余りにも集中している。更に2012年は31%、2013年は32%と着実に増加している。

1位は断然サムソン電子だ。サムソン電子は昨年の275億ウォンを含め、3年間で793億ウォンの労災保険料を減免された。労働界が今年の4月に「過去10年間で最悪の殺人企業」に選定した現代建設も134億ウォン、3年間で347億ウォンを減免された。2015年9月10日 毎日労働ニュース ヤン・ウラム記者

■30代会社員の「残酷史」…労働時間最長・ 過労死申請が増加

30代の労働時間が最も長いことが分かった。長時間労働が原因となる過労死遺族手当と葬祭料の申請も、30代だけが着実に増えている。10日に立法調査処が公開した「最近3年間の勤労時間比較」で、2012年～14年の実労働時間が最も長い年齢層は30代で、月平均労働時間は2012年176.5時間、2013年170.9時間、2014年170時間だった。全年齢帯の平均月実労働時間は2012年173.7時間、2013年167.9時間、2014年165.5時間だ。

30代の過労死(脳心血管疾患)産業災害申請も着実に増加している。2011年には65件だったが、2012年84件、2013年84件、2014年94件と増加傾向だ。昨年、過労死の労災申請612件のうち160件(26%)しか労災と認定されないほど、過労死の労災認定は非常に難しい。

勤労福祉公団の2015年第2四半期の過労死労災不承認の124件を調べると、過労死労災申請の45.2%は「労働時間」の立証すらできず、認められなかった。勤労基準法に、労働者の労働時間を使用者が記録する義務がないからだ。2015年9月10日 ハンギョレ新聞 キム・ミンギョン記者

■今になって補償すると連絡してきたサムソン、「馬鹿にするな！」

15日午後、ソウル江南区のサムソン本館前で、43の労働人権市民団体が記者会見を行い、「サムソンはすべての被害者に十分な補償と、公益的な要求のために補償委員会の設置・運営を止めなさい」と声を上げた。

韓国労働安全保健研究所のソン・ジンウ研究員は「サムソンが何人かの被害者に電話をして、補償を提案した」と言う。「被害者として『合格されました。補償を受けることが



ハン・ヘギョンさん（右）とお母さんのキム・シニョさん
 できます』と言えば良かったのに」と、サム
 ソンの態度を批判した。「誰の血と汗で今の
 サムソンが存在しているのか、しっかり記憶
 しなければならない」と話した。

◆職業病被害者「お金で弄ばないで」

サムソンが独自の補償委員会を設けると発
 表した後、何人かの職業病被害者に「補償対
 象になったが、補償を受け取るか」という連
 絡をしている。サムソン職業病問題解決の交
 渉中に、第三者機構の調停委員会を設けるの
 に先立って、サムソンが独自の補償委員会を
 設けて、個別の被害者に連絡を取っている。

パノリムのイ・ジョンラン労務士は、「2003
 年に白血病で死亡したユン・ウンジさんのお
 父さんに、昨日、サムソンから『補償を受け
 取るか』と連絡がきたが、一度も連絡がなかつ
 たのに、今更どういふことか解説してくれと
 言われた」と話した。彼女は「億万の金を貰っ
 ても満身瘡痍になった身体は戻らないのに、
 真心に充ちた謝罪を受けたいというのがその
 方の願いだった」と涙を堪えることができな

かった。

サムソン半導体工場で働いて脳腫瘍を病ん
 でいるハン・ヘギョンさんは、「サムソンは
 被害者をお金で愚弄するな」と一言ずつゆっ
 くりと続け、「治療費や生計費も重要だが、
 サムソンは再発防止対策作りと謝罪をしなけ
 ればならない」と話した。

3日にサムソンが独自に補償委員会を設け
 ると発表した後、サムソン職業病被害者 55
 人は記者会見を行い、補償委員会設置の中止
 を要請したが、サムソンは立場を明らかにし
 ていない。2015年9月15日 民衆の声 オ
 ミンエ記者

■勤労福祉公団の頻繁な控訴で、二重に苦しめられる被災労働者

勤労福祉公団が一審で敗訴した産業災害行
 政訴訟で、控訴を濫発している。

環境労働委員会のシム正義党議員は、公団
 が2012年から今年6月までに合計883件
 の行政訴訟に一審で敗訴し、このうち711
 件(80.5%)を控訴したと明らかにした。ソ
 ウル行政法院の年平均控訴率の58.5%よ
 り20%以上も高い。同じ期間に労働者が提
 起した控訴率は44%にしかならない。また
 2012年以降、公団が二審まで事件を引っ
 張った訴訟は合計825件で、454件(55%)
 で敗訴した。264件(32%)は公団が裁判の
 途中で労災を承認して訴訟を取り下げた。公
 団が控訴した事件のうちの87%は事実上敗
 訴している。

シム議員は「勝てない事件でも無分別に控
 訴し、その敗訴率を低くするために、原処分
 を取り消すやり方で原告の取り下げを誘導し
 ている」。「被災労働者に苦痛を加重させる控
 訴濫発行為を直ちに止めなければならない」
 と話した。2015年9月16日 毎日労働ニュー

■サムソン、白血病の独自補償を本格化... 被害者は混乱

サムソン電子は23日、「半導体白血病問題解決のための補償委員会」(補償委)の受付を始め、5日間で61人が申請し、早ければ秋夕(旧盆)の後に、初めての補償金が支給される見通しだと明らかにした。サムソンは9月3日に「サムソン電子半導体など事業場での白血病など疾患発病と関連した問題解決のための調停委員会」(調停委)が勧告した公益法人設立を拒否し、1000億ウォンの基金を出して独自の補償委をスタートさせた。補償委の補償対象は、半導体・LCD事業場で、2011年1月1日以前に入社して働いた元・下請け労働者で、補償疾病を1群(白血病、リンパ種、多発性骨髄種、骨髄異形成症候群、再生不良性貧血、乳癌)、2群(脳腫瘍)、3群(卵巣癌、次世代疾患、稀貴疾患、稀貴癌)に分けて差別補償する予定だ。

しかしサムソンは調停委との補償上の関係について、明確な態度を示していない。このため調停委は17日、「サムソン電子が提示した補償方式が調停委の調停手続きと並行できる方式なのか、論議の余地がある」とし、「補償対象者を代表する交渉主体との間で円満な合意に達した時、初めて補償問題の社会的な解決が成立しうる」とした。調停委はこの問題を議論するために、半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)、サムソン、サムソン職業病家族対策委員会(家対委)が参加する非公開の懇談会を提案したが、家対委の不参加宣言などで未だに開かれていない。

このような状況で、サムソン独自の補償によって調停委が無力化され、狭い補償対象もそのまま、被害者の憂慮が続いている。全

身性硬化症を病むイ・ヘジョン(38)さんは、「補償申請の案内電話を受けたが、すべての被害者に同じように補償をせず、選別的に独自の審査をするということに腹が立ったし、サムソンの影響力が大きい補償委に、個人的に申し込むのも不安だ」と話した。退社から14年後に乳癌の診断を受け、補償対象から除外されたパク・ミンスク(42)さんも、「劣悪な条件で働いて乳癌に罹り、その副作用で今まで苦勞しているが、キチンとした謝罪もなく、誰かには補償して誰かには補償しないというのでは、格好だけの補償にしかならない」と話した。

調停委に参加した被害者とその家族の批判も続いた。サムソン職業病被害者の集い(パノリム)は、「サムソンは一方的に補償申請をさせ、対話で合意しようという調停を拒否して、社会的対話自体を葬ってしまおうとしている」と指摘した。他の家対委の被害者家族5人と違って、補償委への参加を拒否してサムソン本館の前で15日目の座り込みを続けているチョン・エジョンさんも、「サムソン単独で補償を進めるのは信頼を裏切る行為」と話した。

またアメリカの市民団体である「技術の社会的責任のための国際運動(ICRT)」の創業者であるテッド・スミスさんが、8月にサムソン電子に送った調停委の勧告案を受け容れることを求める公開書簡への署名参加者が1万人を越えた。サムソンは10日にテッド・スミスさんにメールを送り、「調停委の提案の中から、社団法人を除いた大部分を受け容れる」という従来の立場を守った。2015年9月23日 ハンギョレ新聞 キム・ミンギョン、イ・ジョンファン記者(翻訳:中村猛)

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

大阪
会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

参加
無料

[事前申込]

日時 平成27年11月9日(月)
14:00~17:00(受付 13:30)

会場 コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3
(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)
[定員] 300名

主催:厚生労働省

後援:大阪府

協力:過労死防止大阪センター

大阪過労死を考える家族の会

大阪過労死問題連絡会

大阪会場 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

●プログラム

【基調講演Ⅰ】「過労死を出さない職場づくりをどうするか」 山崎 喜比古 氏(日本福祉大学特任教授)

【基調講演Ⅱ】「過労死等防止大綱の内容と企業にもとめられるもの」

岩城 穰 氏(過労死防止全国センター事務局長)

【過労死遺族の訴え】 大阪過労死を考える家族の会

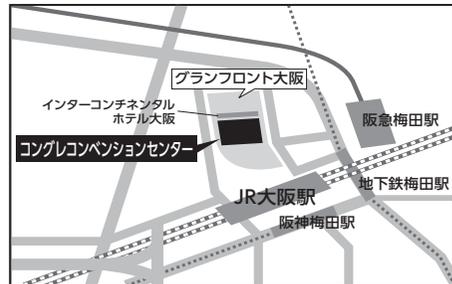
【各分野からの報告】「大阪から過労死をなくすために」

会場のご案内

コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

- ・JR「大阪駅」より徒歩3分
- 地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩3分
- 阪急「梅田駅」より徒歩3分



参加申込について

参加には事前の申し込みが必要です。

以下の参加申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

◆申し込み先: **FAX 052-915-1523**

株式会社プロセスユニーク 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

◆Webからの申込みは、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

参加ご希望の方は、職業/所属団体名、名前(ふりがな)、郵便番号、住所、電話番号を明記し、FAX、または、ホームページからお申し込みください。申込み締切りは10月30日(金)です。申込み多数の場合、事前に締切場合がありますのでご了承ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム 参加申込書

| | |
|--------------|---|
| ご職業 所属団体名 | |
| ふりがな | |
| お名前 | |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | |

※申込みいただいた個人情報、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 株式会社プロセスユニーク 電話:052-919-7883

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

9月の新聞記事から

9/1 福島第1原発事故の収束作業に従事した後、に三つのがんを併発した札幌在住の元作業員男性(57)が、東電などに計約6500万円の損害賠償を求める訴訟を札幌地裁に起こす。事故収束作業の被ばくと発がんの因果関係を争う裁判は全国で初めて。男性は2012年6月に膀胱がん、13年3月に胃がん、同5月に結腸がんを発症した。11年7月から10月まで福島第1原発で働き、記録上の被ばく線量は4カ月間で56.41mSv。

9/4 妊娠を理由に女性職員を解雇し、国の是正勧告に従わなかったとして、厚生労働省は茨城県牛久市の牛久皮膚科医院の実名を公表した。マタハラをした事業主名の公表は初めて。同クリニックの院長は2月、20代看護助手が妊娠したところ、約2週間後に退職を迫った。茨城労働局は男女雇用機会均等法に違反するとして3回にわたって是正勧告したが、院長は解雇を撤回しなかった。

英国などの研究チームが、昨年8月までに発表された欧米やオーストラリアの研究を統合して解析し、長時間労働の人ほど脳卒中などの発症リスクが高くなるとの研究結果を、医学誌ランセットに発表した。

9/14 金沢市で2011年、大手英会話教室の講師だった女性(22)が自殺したのは、長時間の「持ち帰り残業」による過労が原因として、大阪府の両親が運営会社「アミティー」に約9100万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。自殺前2カ月間の時間外労働は月平均114時間で、上司から日常的にパワハラを受けていたと訴えている。

二チアス羽島工場で、アスベストを扱った羽島市の元社員2人が、同社に計5940万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が岐阜地裁であった。裁判長は安全配慮義務違反を認め、計4180万円の賠償を命じた。アスベスト訴訟で同社の責任を認めた判決は初めて。

9/15 労働者でなく自営業者と判断され、建築現場の死亡事故で労災補償されなかったのは不当として、死亡した宮大工の男性の妻が16日にも行政訴訟を大阪地裁に起こす。男性は工務店を営む知人から依頼され工事に従事、4月29日屋根から転落し死亡。川越労働基準監督署は同年12月、男性は自営業者とみなし不支給を決定。妻側は男性が実質的に知人から労働者として雇用されており労災と主張している。

9/16 消火器販売などの「暁産業」(福井市)に勤めていた男性社員(19)が自殺したのは上司のパワハラが原因として、父親が会社と上司2人に損害賠償を求めた訴訟の控訴審の判決言い渡し、名古屋高裁金沢支部であった。裁判長は、同社と直属の上司1人に損害賠償の支払いを命じた一審福井地裁判決を支持し、双方の控訴を棄却した。

9/23 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北陸支部」が、昨年4月の発足から1年半を迎えた。昨年4月に金沢、同10月に福井、今年4月に富山で相談会を開いた。相談会には計約30件の相談があり5人程度の救済につながった。

9/24 兵庫県姫路市の「日本触媒」姫路製造所で2012年9月、タンクが爆発し37人が死傷した事故で、神戸地検は労働安全衛生法違反の罪で、法人としての同社(大阪市)と当時タンクを管理していた男性社員を在宅起訴した。副所長だった男性は同日付で起訴猶予処分とした。

9/25 光通信(東京都)に勤めていた男性(33)が突然死したのは過重労働が原因として、神戸市の両親が国に労災認定を求めた訴訟の控訴審判決が大阪高裁であった。裁判長は過労死と認定した今年2月の1審・大阪地裁判決を支持し、国側の控訴を棄却した。

9/26 自殺防止の推進に向け、厚生労働省が2016年度以降、全ての都道府県と政令指定都市に「地域自殺対策推進センター(仮称)」を設置することが分かった。専門家による相談体制や情報提供の充実を図る。

9/29 東京電力福島第1原発事故により帰還困難区域に指定された福島県浪江町津島地区の住民32世帯117人が、国と東電を相手取り、除染による原状回復や慰謝料など約65億円の支払いを求め、福島地裁郡山支部に提訴した。

大阪労働局は全13労働基準監督署で、永久保存すべきアスベストに関する書類1842件を誤って廃棄していたと発表した。書類は溶解処分され外部への漏えいはない。電子保存されている書類もあり、労災給付などへの影響もないという。

長崎県中央区の警察署に勤務する50代の男性警部補が部下に暴言を吐くなどのパワハラ行為を繰り返したとして、県警は警部補を本部長訓戒の懲戒処分にした。処分は9日付。警部補は3月から6月ごろ、部下である複数の男性警察官に「あほ」「使えないやつ」などと大声で叱責した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

| 種類 | 型 | 色 | サイズ | S | M | L | LL | LLL | |
|--------------|----|--------------|---------------------|------|-------|-------|--------|---------|---------|
| らくようたい | 男 | DR-1G | 黒/白 | ウエスト | 72-80 | 80-88 | 88-96 | 96-104 | 104-112 |
| | 女 | DR-1L | 黒/白 | ウエスト | 56-64 | 64-72 | 72-80 | 80-88 | - |
| Super Relief | 兼用 | Super Relief | グレー・ブルー - (ツートン) | ウエスト | 56-65 | 65-85 | 85-100 | 100-110 | - |
| | | | | 骨盤回り | 64-72 | 70-88 | 85-102 | 100-112 | - |

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

| | | |
|---------------|---------------------------|---------------------|
| 1部 | | 200円 |
| 年間定期購読料(送料込み) | 1部 | 3,000円 |
| " | 2部 | 4,800円 |
| " | 3部以上は、1部につき | 2,400円増 |
| 会員購読料 | 安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には | 1部無料配布。2部以上は1部150円増 |

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259